

船橋市招致外国青年任用要綱（日本文）

第1章 総則

（目的）

第1条 この任用要綱（以下「要綱」という。）は、船橋市（以下「市」という。）が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会の協力のもと実施する語学指導等を行う外国青年招致事業において、第3条に規定する職務に従事する外国青年（以下「国際交流員」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 国際交流員の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令並びに市の条例及び規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 国際交流員が所属する組織の長
- (2) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (3) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

（国際交流員の職務）

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際理解や友好関係を高めるための国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- (2) 市職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (3) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (5) その他所属長が必要と認める職務

第3章 任用期間及びその終了

（任用期間）

第4条 国際交流員の任用期間は、来日した日の翌日から来日した日の翌日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 前項の任用期間の満了後、市は、国際交流員の勤務成績が良好と認める場合には、1年を限度として、前項の任用期間に引き続き再度の任用を行うことができるものとする。再度の任用を行う場合の任用期間の始期は、前項の任用期間の満了日の翌日とし、その終期は当該任用期間の始期から1年を経過する日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、国際交流員の任用期間が第1項の任用期間の始期から引き続き5年を経過する場合においては、再度の任用の終期は第1項の任用期間の始期から引き続き5年に達する日とする。
- 4 市は国際交流員の任用期間が引き続き5年を超える場合は再度の任用を行わないものとする。

(退職)

第5条 国際交流員は前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

- 第6条 国際交流員の報酬は、来日1年目については月額33万5千円(年額402万円)、2年目については月額34万5千円(年額414万円)、3年目については月額35万5千円(年額426万円)、4年目及び5年目については月額36万円(年額432万円)程度とする。
- 2 報酬の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、繰り上げて支給することができる。
 - 3 市長は、特別の事情があるときに限り、前項の支給日を変更することができる。
 - 4 第1項に規定する1月当たりの報酬の額が、月の途中で変更が生じる場合は、当該月のそれぞれの期間に勤務時間が割り振られた日数の日割りによるものとする。
 - 5 国際交流員の期末手当及び勤勉手当は支給しない。
 - 6 国際交流員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年船橋市条例第13号)第7条及び会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年船橋市規則第36号)第6条を準用して算出される通勤手当に相当する費用弁償を支給する。
 - 7 国際交流員が割り振られた勤務時間を超えて勤務した場合及び第9条第2項に規定する勤務時間が割り振られない日(以下「週休日」という。)に勤務した場合には、会計年度任用職員の給与等に関する条例第8条及び会計年度任用職員の給与等に関する規則第7条に規定する時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

8 報酬の計算期間は月の初日から末日までとし、費用弁償は勤務形態等に応じて、6箇月以内の期間とする。

9 国際交流員が、月の途中で採用もしくは退職又は死亡したときは、その報酬の額は、その月の勤務が割り振られていた日数を基礎として日割りによって算出する。
(報酬の減額)

第7条 国際交流員が割り振られた時間に勤務しなかった場合は、この要綱に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき次項の勤務1時間当たりの報酬額を前条第1項の報酬の額から減じて支給するものとする。

2 勤務1時間当たりの報酬額は、前条第1項の報酬を147で除して得た額とする。この場合において、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 第1項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(旅費)

第8条 国際交流員が職務を行うために旅行するときは、職員の旅費に関する条例(昭和26年船橋市条例第59号)及び職員の旅費に関する規則(昭和26年船橋市規則第6号。以下「旅費条例等」という。)の規定に基づき算出される旅費を支給する。

2 国際交流員が赴任し、及び帰国するときは、旅費条例等の規定に基づき算出される旅費を支給する。ただし、帰国する場合は、参加期間(来日した日の翌日から1年間。2年目以降も同様とする)の満了日から1月以内に日本において市又は第三者と任用又は雇用契約に入ることなく、帰住のため日本を出発するときに限る。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責に因らない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、とくに市長がやむを得ないと認めたときは、帰国旅費を支給することができる。ただし、退職の日から1月以内に帰住のため日本を出発するときに限る。

第8条の2 市は、国際交流員が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日及び休暇

(勤務時間)

第9条 国際交流員の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 国際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)は週休日とする。

3 前項の規定により割り振られた勤務時間のうち、午後零時から午後1時までは休憩時間とし、この時間は、国際交流員が自由に使用できるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、週休日に勤務することを命ずることができる。この場合は、当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間に週休日の振替えを行うものとする。

5 前項の勤務を命ずる場合にあっては、毎週少なくとも1日の週休日を確保するものとする。

6 第2項又は第3項の規定にかかわらず、所属長は、国際交流員に対し、第2項の勤務時間又は第3項の休憩時間の変更をすることができる。この場合において、1日について7時間を超える勤務をさせないものとする。

(年次有給休暇)

第10条 国際交流員は第4条第1項に定める任期中に分割又は連続した年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、採用又は任期の更新(任用の期間を継続して採用することをいう。以下同じ)をしたときに付与する。

2 前項の規定により付与する年次有給休暇の日数は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年船橋市規則第37号)第15条第2項の規定に基づいた日数とする。この場合において、既に任期の更新をしている場合には、継続する任期を含めた任用の経過期間に対応させた場合に得られる日数の合計とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

3 前項の任用の経過期間は、月の途中からの採用又は月の途中における任期の満了の場合においても当該月を任用の経過期間として取り扱うものとする。ただし、同月内で任期の更新がされた場合においては、当該月を同一の任用の経過期間として取り扱うものとする。

4 国際交流員が再度の任用が行われた場合には、再度の任用の任用期間の始期の前日までに取得しなかった年次有給休暇の日数(この項の規定により繰り越された日数を含む。)を、20日を限度として次の任用期間に繰り越すことができる。

5 前3項の年次有給休暇は、1日又は1時間単位で取得することができる。この場合において、1時間単位で取得した年次有給休暇は7時間をもって1日に換算する。

6 所属長は、国際交流員から請求された時季に年次有給休暇を与えることが、公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第11条 国際交流員の特別休暇に関する取得条件、期間及び事務処理等については、船橋市会計年度任用職員の例による。

(介護休暇)

第12条 国際交流員の介護休暇に関する取得条件、期間及び事務処理等については、船橋市会計年度任用職員の例による。

(介護時間)

第13条 国際交流員の介護時間に関する取得条件、期間及び事務処理等については、船橋市会計年度任用職員の例による。

(育児休業)

第14条 国際交流員の育児休業に関する取得条件、期間及び事務処理等については、船橋市会計年度任用職員の例による。

(休暇及び休職の手続)

第15条 国際交流員の休暇及び休職の手続は、船橋市会計年度任用職員の例による。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第16条 国際交流員は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第17条 市は国際交流員の執務について、別に定める方法により、会計年度任用職員として勤務成績の評定を行うものとする。

(職務専念義務)

第18条 国際交流員は、この要綱に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第19条 国際交流員は市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第20条 国際交流員は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(政治的行為の制限)

第21条 国際交流員は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。

(争議行為等の禁止)

第22条 国際交流員は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為を行ってはならない。

(ハラスメントの禁止)

第23条 国際交流員は、セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第24条 国際交流員は、語学指導等を行う外国青年招致事業の目的を十分理解したうえで、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

2 国際交流員は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届け出なければならない。

(宗教活動の制限)

第25条 国際交流員は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第26条 国際交流員は、自宅から市が指定する勤務場所への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車その他の車両を運転してはならない。

第7章 懲戒等

(免職)

第27条 市は国際交流員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。

- (1) 人事評価又は勤務状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(休職)

第28条 国際交流員の休職に関する条件及び事務処理等については、船橋市会計年度任用職員の例による。

(失職)

第29条 国際交流員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例(昭和26年船橋市条例第63号)に定めがある場合を除くほか、その職を失う。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(懲戒処分)

第30条 市は、国際交流員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合に、当該国際交流員に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 地方公務員法若しくは地方公務員法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく市の条例、規則若しくは機関の定めた規定に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合

2 前項の処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1日以上6月以下の報酬の10分1以下を減額し、当該行為を戒める。
- (3) 停職 6月以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間報酬は支給しない。

- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、市長の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当は支給しない。
(勤務禁止)

第31条 市は、国際交流員が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にり患した場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年船橋市条例第25号）第2条第3号に基づき、その職務に専念する義務を免除し、当該国際交流員を勤務させないものとする。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にり患し、伝染予防の措置をしていない者
(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにり患した者
(3) 前2号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにり患した者

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第32条 国際交流員は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定の例により、災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第33条 市は、海外旅行傷害保険契約の締結により、国際交流員が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

(補則)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年8月に採用する国際交流員に限り、第6条第1項の規定の適用については、同年8月1日を来日1年目の起算日とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年11月に採用した国際交流員に限り、第6条第1項の規定の適用については、同年8月5日を来日1年目の起算日とする。